2　漁獲圧力

⑴　まさば太平洋系群　1⑴の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②・③　（略）

⑵　（略）

3　漁獲可能量の算定方法

⑴　まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

①　まさば太平洋系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2⑴の漁獲圧力を乗じた値

②　ごまさば太平洋系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2⑵の漁獲圧力を乗じた値

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

①　当該特定水産資源の親魚量が、令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

4　国の留保からの配分について

国の留保分については、1⑶の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　（略）

2　漁獲圧力

⑴　まさば太平洋系群　1⑴の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②・③　（略）

⑵　（略）

3　漁獲可能量の算定方法

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の⑴及び⑵に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

⑴　まさば太平洋系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2⑴の漁獲圧力を乗じた値

⑵　ごまさば太平洋系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2⑵の漁獲圧力を乗じた値

（新設）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

4　国の留保からの配分について

国の留保分については、1⑶の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第５の１のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　（略）